

報 告

至誠館大学東京サテライト教室における留学生の実態調査報告

○京 祥太郎*1 薬師寺徹*1 伊藤陽寿*1 山口顕秀*1

キーワード：留学生、基礎調査・分析、除退学、学習環境、学習支援

1はじめに

昨今、外国人留学生の数が年々増加するに伴い、受け入れた私費外国人留学生が所在不明となったり、資格外活動違反により在留資格「留学」(以下、VISA)が不許可になったりするなどの問題が生じており、眞の修学を目的とした留学生の受け入れと留学生に対する適切な指導が課題となっている。そこで、至誠館大学（以下、本学）では、2019年4月から基礎調査・分析ワーキンググループ（以下、WG）を発足し、東京サテライト教室に在籍する留学生の諸問題、特に除籍退学（以下、除退学）について、東京サテライト教室に所属する教職員を中心としたWGのメンバーで調査分析を行ってきた。

今回の調査目的は、留学生の除退学者数の減少に対する提案をすることにある。目的達成のための効率化の観点から、現在の状況に近い過去4年間に焦点を当て、調査・分析することとした。更に、日常業務中に感じていた問題点や課題等の抽出を行ない、構成員全員の一致を見た問題点や課題の対応策を検討した。

以下にその調査・分析結果を報告し、そこから得られた知見と構成員全員が一致を見た問題点や課題に対する対応を加え、今後実行・実現可能な「取り組むべき項目」を絞り込み提案として述べることとする。

2 調査対象者、調査事項

今回、調査対象者は、東京サテライト教室に在籍していた留学生のうち、過去4年間（2015年度か

ら2018年度）に除退学になった者とした。

調査事項は、以下の通りである。

1 東京サテライト教室の留学生の除退学者数に関する事項

- 1) 入学後1年以内の除退学率
- 2) 国地域別の卒業までの除退学率
- 3) 除退学理由について

2 東京サテライト教室の入学者に関する事項

- 1) 入学者数の国地域別の割合（上位3か国）
- 2) 入試日程別の除退学者数及び割合

3 調査結果

3.1 東京サテライト教室の留学生の除退学者数に関する事項

- 1) 入学後1年以内の除退学率

過去4年間における東京サテライト教室で入学後1年以内に除退学した者の割合は、1年次除退学率は、2017年度までは10%台で大きな変化はなかったが、2018年度は除退学率が例年に比べると高く30%弱だった。3年次で編入学して1年以内に除退学した割合は、年々増加しており2018年度では30%台だった。

- 2) 国地域別の卒業までの除退学率

過去4年間で見ると、この4年間ではベトナム人全体の約50%が卒業に至らず除退学になっていることがわかった。中国人やネパール人に比べると多

*1 至誠館大学 ライフデザイン学部

い傾向にあることがわかった。

3) 除退学理由について

除退学の理由が「VISA 変更または転校」による者の割合が年々減少している反面、「VISA 不許可」による者の割合が増加している。特に 2018 年度は 4 割超えであった。VISA 不許可理由の一つは、資格外活動違反である。2017 年度から実施している文科省の定期報告「外国人留学生の適切な受入れ及び外国人留学生の在籍管理等について（通知）」¹⁾ の中で、留学生の受入れについては「留学という口実のもと、我が国での就労（稼ぎ）を目当てに在留するような学生を安易に受け入れることは、大学等における学修の阻害要因となることに加え、悪質な仲介業者等が関与することによる経済的被害や違法な資格外活動への従事、日本国内での失踪という事態、ひいては犯罪や不法行為に巻き込まれることも懸念されます。また、受け入れ機関である各大学等にとっては、教育活動や適切な在籍管理、ひいては学校運営そのものに支障をもたらす恐れがあります。」と述べられており、特に東京出入国在留管理局管内ではこれまで以上に厳しく VISA 更新時のチェックをしているようである。

3.2 東京サテライト教室の入学者に関する事項

1) 入学者数の国地域別の割合（上位 3 か国）

2015 年度の入学者数については、中国 68 人（1 年次 33 人、3 年次編入 35 人）、ベトナム 189 人（1 年次 128 人、3 年次編入 61 人）、ネパール 154 人（1 年次 98 人、3 年次編入 56 人）であったのに対し、2018 年度の入学者数は、中国 52 人（1 年次 42 人、3 年次編入 10 人）、ベトナム 96 人（1 年次 89 人、3 年次編入 7 人）、ネパール 105 人（1 年次 86 人、3 年次編入 19 人）であった。

年々中国からの留学生の全入学者数における割合が減ってきてているのに対し、ベトナムやネパールか

らの留学生の割合が増えてきている。全国的には中国やベトナム出身の留学生の割合が高いのに比べ、本学ではネパール出身の留学生の比率が高いことが特徴としてあげられる。

2) 入試日程別の除退学者数及び割合

除退学者と入試日程に関していえば、入試の日程による関係性は見られなかった。しかし、入学者選抜の方法が機能しているかの問題もあり、真に修学を目的とした者が正しく選抜されているかは判断できない。留学生の除退学者に関しては、筆記試験の免除（1 年次新入学者では日本語試験免除、3 年次編入学者では小論文免除）の者かどうかも調べる必要がある。免除者の除退学率が高いのであれば、選抜方法そのものを検討する必要があると考えられる。日程ごとにどのぐらいの割合で合格を出すかなどの検討もする必要があると思われる。

直近 2 年間の 2018 年度および 2019 年度に関しては、最後の E 日程（本学は五つの日程で実施）での未登録者が目立つ傾向にある。ここで言う未登録者とは、入学の許可はしたが最終的に入学をしなかった者のことであり、最終日程での合否の割合をどうするのかも今後検討する必要があると思われる。

3.3 分析からの知見

1) 入試時に「VISA 変更、転校」によって除退学になる可能性がある、本学を腰掛けにしていると思われる学生を発見し、選抜する取り組みや新学期からの学生生活の中で本学に在籍し続けるように翻意させるための取り組みが必要である。

2) 上記 1) の取り組みを行ったにも関わらず、意思堅固な腰掛け組が一定数発生するのであれば、重点を置くべきは「学生生活の充実」による 2 年生までのドロップアウトを減らす取り組みである。ここで言う「学生生活の充実」とは、学内行事や部活動の

設置といったような、とりあえず教室に来なくなる、もしくは来なければならないような施策の実施を想定している。なぜならこれは、一部学生の中に学生生活よりも短期目標が明確なアルバイトにやりがいを感じている学生もいるため、大学と学生との目的の不一致をどう修正していくか、また当初やる気のあった学生のやる気をどう維持してやるかといった方策を打ち出す必要があると考えるためである。

3) 卒業へのインセンティブ（例えば学生生活や卒業後の進路の充実）を設計し、除退学のコストを上昇させる取り組みが必要である。卒業後の進路の充実では、希望職種ないしは企業への就職実現だけにとどまらず、企業との連携により確実に在留資格の変更が可能な状況をつくることも要求される。これらの取り組みを行う際には、卒業後の OB・OG 交流ネットワークにも繋げていくよう配慮する必要もある。

4 現場から的一致した除退学の減少に向けた取り組みについて

過去4年間のデータの分析から、除退学の割合が過去数年間でほとんど変化していないことがわかった。また、東京サテライト教室の教職員への学生の印象のヒアリングから、本学学生の除退学は、成績不振による者よりもむしろ優秀であるがゆえにアルバイト時間の超過によるものが多いと考えられる。

学力の高い学生は、安心して仕事を任せることが出来、また、与えられた仕事をそつなくこなせる能力も持っている。このような「勤労学生」は、VISA 不許可になった結果、除退学に追い込まれやすい。本学の現行入試では、学力選抜という本来の趣旨では成功しているが、除退学につながりやすい学生をあらかじめ選抜しきれていないと推測される。

国籍別でみると、除退学に関する対策が最も急務なのは、学生数が多く、除退学の割合も高いベトナ

ム人学生に対してである。

以上のことを踏まえ、除退学の減少に向けて、以下の取り組みを提案したい。

4.1 母国語専門職員の採用

現状、ベトナム人学生は、入学者の約半分が卒業に至っていない。一方、中国人学生などは卒業に至る比率が高い。これは、漢字圏出身であるため漢字の理解力が高く、事務局にいる中国人職員に母国語で相談できるという点が大きいためと考えられる。こうした事例から、ベトナム語やネパール語のできる職員の必要性は高く、特にベトナム語のできる職員をおくことで、除退学者減少に繋がる可能性がある。職員の属性としては、他校出身者よりも、できれば本学の OB・OG を採用したほうが、学生の視点に立って話ができるという点で望ましい。こうした仕事を担う存在として、母国語相談職員の採用を提案する。仕事内容は、学生相談をメインとして TA 業務や家庭訪問を行わせるなど、事務と教員を取り次ぐ存在とするのが望ましい。

4.2 クレジットカード等の支払手段の多様化による学費納入

次に、クレジットカードによる学費納入など支払手段の多様化の実現を提案する。

本学学生で、真の意味で学費の支払いが難しい、いわゆる「無い袖は振れない」留学生は、実はほとんどいないと考えられる（例年の学費納入状況や、日々の面談による印象）。学費の支払いを済む理由として多いのは、VISA 更新の可否や母国からの送金のしにくさがあると考えられる。VISA 更新ができないならば（払えないではなく）払わないという学生は意外に多い。

また、ネパール出身者などに代表されるように、海外送金を実施するには半年以上前から準備が必要な国も存在する。分割納入についても、学生委員会

を通じず勝手に行うものが多い。こうした事態を回避するため、納入を自動化し学費を支払わないという選択肢をなくす必要がある。

学生からの意見としても、海外送金の準備の不便さによりクレジットカードを利用したいという声は以前から存在している。学生ニーズへの対応として検討すべきである。

4.3 学生のモチベーション維持

出席状況が悪化する学生の中には、大学生活に目的を見いだせないという者がいる。こうした学生を登校させるためには、何らかの仕掛けが必要である。例えば、①部活動やサークルの設置・運営、②体育祭や文化祭、弁論大会などの学内行事の実施、が考えられる。

これらを行うことで、教員や友人たちとの交流が活発化し、本学に対する「帰属意識」も芽生えると考えられる。この仕掛けを実現するには、運動や部活動、学内行事を自由に行うことができる施設も必要となる。

4.4 学生指導の充実

4.4.1 除籍者の退学への転換と再入学制度の柔軟化

これまで「除籍対象者」とされてきた学生を、「退学対象者」に転換していくべきという意見もある。すなわち、担当教員が学生をちゃんと指導したうえで退学を持って行くということである。現状では、除籍から退学に扱いが切り替わることで、学生が与かるメリットはほとんどない。そのため学生が相談や手続きを怠った結果、除籍となるケースが多い。

そこで、退学扱いによって学生側が受けるメリットを構築していく必要がある。このメリット構築の方策としては、再入学制度の柔軟化があげられる。これは、一度退学した者も、容易に再入学が出来るようにするものである。体調不良などを理由に退学を考えていたり、VISA 更新に不安を募らせていた

りする学生に対し、退学勧告と同時に再入学についても指導する。

4.4.2 学生指導ガイドラインと学生情報の共有

一貫した学生指導をするため、教員は、学生指導ガイドラインに則った指導を徹底する。ガイドライン自体はすでに作成済みであるため、今後はこれをどう教員側が徹底して運用していくかが課題となる。また、ガイドラインの運用には、事務方と足並みを揃えていくことも必要であり、具体的には、学生情報の共有が重要となる。ガイドラインと共に、本学ポータルを利用しての情報共有、その前提としてコンピューターなどの機器の運営環境の構築が求められる。

4.4.3 ゼミクラス分けの厳密化

問題のある学生をいち早く発見し指導するために、ゼミクラス分けを厳密化する必要がある。「問題のある学生」の所属を一定の教員に集めることで、迅速に指導を行えるようにする。これは逆に、「優等生」の所属を一定の教員に集めることができるとのことであり、これをすることで、より専門的な内容を学生に教えられるだけでなく、奨学金獲得についての指導もゼミ内で行うことが出来、学生側のモチベーションを高められるというメリットもある。

5 提案

これまでの議論を踏まえて提案とその理由を列挙する。

5.1 語学サポート要員（母国語相談職員）の補充（3年任期付）

「国地域別の卒業までの除退学者数の割合」より得られた除退学者の割合、学費未完納による除籍について、それらの多くを占めるのがベトナム人学生であるとの理由から、改善の一歩として母国語での

指導、具体的にはベトナム人の語学サポート要員の補充が急務である。また除退学の割合中でベトナム人学生に続くネパール人学生についても、要員の補充が必要である。加えて、近年入学者として増加傾向にあるウズベキスタン人学生についても、今後考えていく必要がある。

要員の属性については、卒業候補である4年生、さらにはOB・OGを充てることを提案する。これは、彼ら彼女らが学生に対し立場が近い存在として接することが出来るうえ、卒業後の帰属意識を高められるという利点が考えられるからである。

5.2 語学サポート要員補充によるメリット

語学サポート要員が存在することで、学生相談以外にも以下のようなことが期待できるようになる。

5.2.1 入試面接のサポートや受験生の分析

一つに、入試の際の面接のサポート、引いては入試面接の改革である。これは、面接の際に同国人の受験生と対峙させることによって、日本人教職員では気づけない、表情や言動、更には出身地や親の職業といった情報から得られる微妙なニュアンスや経済背景を見抜くこと、さらには面接を通してのサポート要員の感想を聞くことで、その国の受験生にはどのような質問が効果的なのかを検討出来るようになる。

例えば、ベトナム人の場合は、北(ハノイ)、中(フエ)、南(ホーチミン)のどこに出身地が近いのか。そこで生業する学生の両親は本当に支弁能力があるのか。さらには出身地の特性は何なのかをなどということを面接中により微細な情報として聞き出したり、また事前にそうした地域について分析を行い、対策を立てたりすることが可能となる。

5.2.2 母国の支弁者とのコンタクト

二つに、学生の両親(支弁者)との母国語を通し

たコンタクトが行えるようになり、保護者との情報共有が可能となるということである。

ベトナム人のケースで言えば、両親からの日本での就労への期待(就学ではなく)が強いということだが、授業内および学内でのアンケートや各種ヒアリングによって明らかとなっている。こうしたことについて、学生の近況やアルバイトの状況はもちろん、学生は「大学生」であって「労働者」ではないということを両親(学費支弁者)に母国語で伝えることにより、就学支援を促すことが出来ると考える。これを行うに当たっては、「学生支援サービスの充実」にあるような、学内行事の画像を同時に両親に示することで、より一層の就学支援を期待できると考える。

5.3 学生相談員および教員と事務を取り次ぐ存在としての教務助手と事務助手の採用

本学において助手の位置づけは、「助手→助教」といった教員へのステップアップが前提であったが、より他校の位置づけ(他校では助手は事務職員に近い職制であり、学部長秘書などの専門職員であることが多い)に近いものとし、任期を設けたうえで教員と事務とを取り次ぐ存在として機能させることを提案する。そこで仮に、教務助手(A助手)と事務助手(B助手)に職域を分ける提案をする。ただし両者とも、学生相談を共通業務にし、教員(特に年配の教員)と事務との橋渡しを担うという点では一致させる。

A助手の仕事としては、これまで主に本学の助手が担ってきた教務全般、TA管理統制やゼミの副担任などといった教務に関する仕事を任せる。特にTAに関する業務は、授業を遂行するに当たり教員(特に年配の教員)と事務との橋渡しを担うという重要な位置にあるものである。

B助手については、VISA手続きや出席カードの管理など主に事務に関する仕事の他に、メディア機器の操作や授業機材管理、場合によっては学生相談

業務の一環として家庭訪問を任せるのも一案である。

両者の属性について、A 助手は大学院生である TA を管理する都合上、30 歳前後の年齢の者が望ましい。国籍については、日本人でも本邦への留学経験を持つ外国人でも構わない。一方で B 助手については、特に TA の管理や副担任などのようなかたちで教員のサポートを行うものではないうえ、VISA 手続きや家庭訪問といった業務を考えると、語学サポート要員同様に OB・OG を充てるのも一案であろう。外国人である場合は、常勤という特性上、語学サポート要員よりも安定的に仕事がこなせるのではなかろうか。任期については両者ともに 2~3 年とするも、A 助手については任期満了の際に助教に昇格への途を用意し、B 助手については、語学サポート要員同様に流動性を持たせるために、任期満了にて退職とする。

5.4 VISA（在留資格）対応職員の補充・育成

本学では私費外国人留学生を多く受け入れているが、留学生が日本の大学で学ぶためには、基本的に在留資格「留学（以下 VISA）」を得る必要がある。VISA の期限は本学では 1 年または 2 年を取得するものが多く、期限が過ぎる前にその都度、VISA の更新が必要になる。4 年間の在学中に何度も行わなければならぬ者もいる。VISA の更新は個人でもできるが、申請取次制度というものがあり、本学では取次申請（代理申請）を行っている。取次申請ができる職員は、取次研修を受けたもので「申請等取次証明書」を取得しなければならず、本学では該当する職員はごく僅かであり、マンパワーの不足、経験の継承が問題となっている。学生の数に対して職員が少なく対応しきれていないのが現状であり、早急に VISA 対応の職員の補充・育成をする必要がある。

5.5 帰属意識を高めるための学内行事の充実

留学生にとって日本での生活は、大学・家・アルバイトの三角形を形成しており、日本での留学生活を有意義に送っているとは言えない。また、本学の留学生からは大学主催のイベントや行事が少ないという意見もある。現在も基礎ゼミや専門演習などで担当教員がそれぞれ工夫してイベントや行事を行っていたり、一昨年から萩本校研修を行ったりしているが、大学としての学内行事が充実しているとは言いたい。

そこで、留学生の大学に対する帰属意識を高めるために、本学の学友会を中心にイベントや行事を積極的に実施することが望まれる。そうすることで、学生の学習への意欲や協働学習への促しにつながるのではと思われる。多くの留学生対象の日本語学校では、以下の活動を学内行事として実践している。

学内行事活動の例

- ・スピーチコンテスト
- ・作文コンテスト
- ・体育祭（運動会）
- ・郊外学習（遠足）
- ・日本文化体験
- ・日本人学生との交流会

日本に対する興味・関心に合う教育プログラムの提供が求められており、本学としても学内行事の充実をはかる必要がある。

5.6 学生支援サービスの充実

すでに他校で実施されている例えば学生相談室の設置や基礎ゼミ担任制による個別対応などの多くは実施済みである。しかし、その規模や質の点で十分であったかは検討を要する。実際にこうした取り組み後に学生の除籍率、退学率にあらわれる行動が大きく変化したと言えない。大切なのは制度や枠組みがあるだけでなく、実際に学生が利用しやすいこと、利用したい、相談したいと思わせることである。

そのためにはこれまで個別に実施してきた学生支援等は改めて整理したうえでルール化、ガイドラインの策定を行い、東京サテライト教室全体、全校的取り組みとしていく必要がある。また学生と教職員との距離の問題もある。例えば他校ではゼミ対抗ソフトボール大会（他校でみられるもの。本学でも一部ゼミではフットサル大会を実施）、ゼミナール合宿（本学でも一部ゼミで実施）を実施しているところがある。その他、個別ゼミではすでに実施済の取り組みとしては、都内各種施設（皇居、霞が関、上野、浅草、池袋）の参観、散策、ゼミコンパ、ゼミ BBQ がある。

今回の調査報告の前に学生に実施したアンケートでは、自国とは異なる日本の大学の学生生活の送り方を初年次にアドバイスしてほしい、との意見があった。これに対応するために、在校生を新入生のセンターとする先輩アドバイザーの設置や、語学職員による各種相談窓口の設置も学生生活環境の整備に必要である。

長期的な検討課題として、留学生の保証問題がある。これは在留資格が短期間のものであることから、電話回線契約や不動産契約に支障をきたし、結果的に短絡的な思考に結びついている点である。現在学内で利用できるフリーWIFI は学生のライフラインとして的一面もあり、こうしたものを用意することで長期的な計画性を持たせることも必要である。このための費用は学納金の「施設整備費」や委託徴収金の「在学・卒業時諸経費」で賄うことを検討すべきである。

また、本体価格、通信使用料ともに極めて廉価な携帯電話等を貸与し、連絡先を確実にすることで、各種契約をしやすい環境をつくることや大学からの連絡が確実にできるようにし、所在の把握や各種勧告の確実な通知をはかることが可能になる。本学ポータルサイトと学内 SNS 「Melly」 の導入により、授業資料の WEB 配布や学生とのやり取りが大

幅に改善された。学内 SNS のメリットがある一方でデメリットとして気軽に連絡ができる分、24 時間 365 日対応を迫られるケースも増えている。また「Melly」それ自体の使い勝手がよくなく、具体的にはポータルにログインしないと使えない学生がいること（設定の問題か機種の問題か不明）が挙げられる。

5.7 就学地変更・他の専門学校との協力強化によるスケールメリットの強化

本学の売りになる点として、萩本校と東京サテライト教室間の就学地変更がある。東京の留学生がより施設面や専攻の充実した萩本校を主な就学地とする一方、より就職活動に有利な東京サテライト教室を萩本校の生徒が利用するプログラムを作ることもまた検討する必要がある。

在校生アンケートによれば東京サテライト教室に入学する留学生の希望に「日本人学生との混合教室」があり、東京サテライト教室は日本人学生の拡大をはかることが学生就学環境の整備にもなる。

一般に、就職活動において就職説明会は 20 社以上回ることがスタート、と言われる。これを踏まえると、萩本校の 3 年次、4 年次学生の東京サテライト教室での就学によってより就職活動を有利に展開する機会を用意することができる。

今後、就学地変更をより円滑に進めるために、相互副担任制度を設けるべきである。これは主となる就学地においてクラス担任を設けるとともに、これとは別に別就学地に副担任を設置し、連絡・面談を行うことにより、「知らないひとばかりの場所にいく」という心理的障壁を緩和する措置である。また本学学校法人全体を眺めた場合、系列の他の専門学校の教職員を非常勤講師として招く形で、例えば、本学が手薄としている情報系科目、アニメといった現代日本文化などの教養に属する科目を補ったり、専門学校卒業後に大学に編入学してもらったりすること

で萩本校、東京サテライト教室での日本人3年次学生の数を増やす等に繋がることが期待される。まずは萩本校、東京サテライト教室、東京・仙台のグループ校の相互連携で学内学生構成を変え、中長期的に日本人3年次編入学生（社会人や他大学中退者で学士号希望者が当初対象になる）を増やし、長期的に東京サテライト教室で1年次からの入学生を受け入れる体制を整える必要がある。

5.8 エスジーサービスなどの利用

現下の大学において学生の出口戦略（就職）は必須である。留学生の日本における就職活動は在留資格の変更が伴うため、日本人学生のケースとは異なる点が多いが、大学は人材紹介エージェントや就活イベント業者より人材がプールされている点で圧倒的に有利な立場にある。一方エージェントや業者に比べて企業からの求人情報の質と量で不利な立場にある。有利な立場を活かしつつ、出口の充実、学生の卒業までの定着をはかるには、学園内グループ組織である株式会社エスジーサービス等を利用して学園の企業求人情報の窓口として労働者派遣や有料人材紹介、職業紹介を実施していくことが望まれる。他にも、インターンシップや学外実習のための学生向け損保の提供、就職に有利になるように自動車免許取得のための合宿斡旋などを東京サテライト教室でも受け入れられるように取り計らう必要がある。

5.9 入試WGの設置

今回の分析において注目・注力されるべきであったのが、入試時に適切な学生を選抜することが出来ているのかどうかの調査である。結論として、調査の前段階として現在までに蓄積されてきた入試情報では前処理が必要であり、調査には多くの時間を要するということがわかった。これは、入試自体が情報収集に配慮されていないためである。合格者を含む受験者の情報は、編集可能なデータとして存在せ

ず、紙媒体を一から手入力しなければならない。加えて、流動性の高い留学生の受験行動から毎回柔軟に合格者数を変更しているため、受験日程による学生の質や毎回更新されている試験の試みの成果を確認する事が出来ないものとなっている。また、その試みによる分析を前提とした情報収集ができていなかった。

留学生の入試において、以前から日本語能力についての選抜には多くの検討がなされてきた。その成果もあり、全体的な学生の学力の向上が見られ、授業の参加に関しては以前より活発である事を多くの教員が認めている。

一方、WGで注目していた除退学に関して一定数毎年変わらず一定割合存在している事を鑑みると、一般的な入試としての評価は正常に行われており、受験者数に比例して優秀な学生を選抜できているものの、本学を卒業する学生を選抜するための試験としては不十分であると考えられる。特に、3年次編入生の多くが1年以内に除退学となっており、すでに日本での就職の資格を有する者であるが故の腰掛けとしての在籍が認められる。

また、入試時の面接項目にある、卒業後の進路のイメージが明確な学生であればあるほど大学での就学より日本での就労に重きを置く可能性があり、面接者が学生を評価することが裏目に出ている可能性がある。将来のイメージが明確にできるという事に関しては、学費納入や単位取得並びに留学生活の計画性を見る上で有効なため、質問内容を再検討するか、加えて新たな項目の追加を検討すべきである。

入学試験におけるデータ分析の側面から、面接評価においても再検討が必要だと考えられる。現在の面接評価では評価において共通の評価値の取り決めを行う事が難しく、二人の面接者の取り決めをもって最終的な数値を決め数値のすり合わせを図るもの、萩本校から来る面接者は東京の面接者の意見を尊重する事も少なくない。また、一部の面接者は面

接項目にない質問から評価を行い、該当しない項目に加点する。このように、各数値が面接官の「主観」によって付けられることで、評価情報としての価値が乏しいものとなっている。

以上から、入試分析並びに入試方法の再検討を行う必要がある。そのためには、在学者情報を含めた調査分析を行う入試WGを策定し、入試の実施にあたっている入試委員会に情報を提供する必要がある。

5.10 クレジットカード決済で学費完納化

多くの日本語学校や専門学校、留学生数の少ない大学・地方大学では2年間の在留資格が取得できる。ところが、東京サテライト教室では、2年間の在留期限申請を行っても1年間の在留資格しか取得する事ができない。理由として挙げられるのは、毎回東京出入国在留管理局に申告している除籍、退学の多さが挙げられる。

一方で、2019年9月に3名が2年間の在留期限を取得した。3名とも1年生の中国人留学生で大学での成績は加味されていない。VISA更新担当事務は年2回海外送金が行われ、アルバイトを行わずとも十分な生活ができる資金力を証明できているからではないかと分析している。

『東京福祉大学への調査結果及び措置方針』(令和元年6月11日、文部科学省、出入国在留管理庁)²⁾では、問題点2に「経費支弁能力の不十分な確認による多数の学費未納者の発生」を挙げており、この結果による除籍者、退学者、行方不明者を発生要因としている。本学での経費支弁能力の確認については、以前から入学時に経費支弁者を記録する用紙が存在したが、学費の支払いが滞った際、経費支弁者と直接交渉を行うには、言語の壁が存在するため不可能であった。日本語学校や留学生別科等では海外から日本に留学を手引きするエージェントを通じて連絡する事も可能ではあるが、本学でそのような手段を取るのであれば、大学卒業まで責任を持つよう

なエージェントと契約をしている日本語学校等との連携が不可欠となる。だが本学は、100を優に超える日本語学校や専門学校からの受け入れを行っているため、すべての学校と意思の疎通を図るのは現実的に困難だと考えられる。

また、現状では学費の支払い方法は、本学の定めた日本の書式による振り込み方法しかない。支払いを行うには一度海外送金を行うか直接現金を持ち込むしかなく、海外送金に慎重なネパール等の送金の手続きには各銀行によって違う様々な資料の要求がなされ、この書類のやり取りに多くの時間が費やされる。振込手数料等の観点から、またはその手間を考えた場合、多くの学生は現金を直接持ち込むことになる。その為、支弁者の証明となる資料が残らない場合が殆どである。また、渡された学費を使い込んでしまう事も少なくない。

海外から日本語学校に留学生を斡旋するエージェントの心理からしても、日本語学校との取引を重視するため、日本語学校の先である専門学校や大学での生活について考えを及ぼせる機会もインセンティブもなく、各々の国での支弁者には日本語学校を卒業する頃には自立して生活をしていくといった支弁者達への説明が未だに行われている。その責任を負うインセンティブがない立場にあるのがエージェントであるという事に留意しなければならない。

そういった観点から、多くの支弁者は大学を含む留学資金の計画を念頭においておらず、学生本人が大学入学後にアルバイトでの学費捻出を余儀なくされる可能性が高い。経費支弁能力という意味を学費の支払い能力として捉えるのであれば、東京サテライト教室の留学生は「ビジネス文化専攻」の名のもとに日本での就労意欲の高い者を選抜しているだけあって、支払い時期に遅れは散見されるものの、事務方の活動の成果もあり現状では問題は無い。

ただし、東京出入国在留管理局によって、資格外活動管理がさらに厳格化された場合、支弁者との直

接的な学費のやり取りが必須になると見込まれる。学費と生活費から留学生の負担を減らし、勉学に打ち込めるよう配慮するのが大学の務めであり、資金的にわかりやすい留学計画を支弁者に提示する事によってリスクを軽減する試みが必要だと考えられる。

6 おわりに

今回行われた調査を通じて、本学の留学生の実態について分析を行い、WGとして留学生に関する諸問題を解決するための対策を提案することができた。しかしながら、これらの提案が絵に描いた餅にならないよう実施していくことが求められている、更に、入試についても、継続して調査分析を進めてく予定である。留学生の多くが実りある日本留学ができるよう、留学生の受け入れと留学生に対する適切な指導ができるよう検討していきたい。

【引用文献】

- 1) 文部科学省；外国人留学生の適切な受入れ及び外国人留学生の在籍管理等について（通知），
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm (2019,9,6)
- 2) 文部科学省、出入国在留管理庁；東京福祉大学への調査結果及び措置方針，
<http://www.moj.go.jp/content/001296490.pdf> (2019,6,11)